



2024年7月18日

各位

会社名 株式会社マーキュリアルテックイノベーター
代表者名 代表取締役社長 陣 隆浩
(コード：5025 東証グロース)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 河村 隆博
(TEL：03-5339-0950)

(訂正)「株式会社GA technologiesによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び資本業務提携契約締結のお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当社が2024年7月16日付で公表いたしました「株式会社GA technologiesによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明及び資本業務提携契約締結のお知らせ」について、下記のとおり訂正がございますので、お知らせいたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

- I. 本公開買付けに関する意見表明について
3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
- (2) 意見の根拠及び理由
- ② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

(前略)

ii. システム受託開発

サマリネットやリアナビ等の開発・運用実績やデータベース構築ノウハウ等を活かし、システムの受託開発を行っております。

(中略)

そこで、公開買付者は、2024年4月中旬、本応募合意株主との間で、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）についての協議を開始し、本応募合意株式を市場外で取得する場合、当社株式に係る株券等所有割合が3分の1を超え、法第27条の2第1項第2号により公開買付けが必要となることから、公開買付けの実施を前提に、当社の流通株式比率が上場維持基準に抵触することを避けるため本応募合意株式のみが本公開買付けに応募されることを企図して、本公開買付け価格を本公開買付けの公表予定日（2024年7月16日）の前営業日である2024年7月12日の東京証券取引所グロース市場における市場価格に対して10%ディスカウントした価格とすることを本応募合意株主に提案したところ、本応募合意株主より、2024年4月24日に、当該提案について応諾する旨の回答を得たとのことです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

ii.システム受託開発

サマリネット等の開発・運用実績やデータベース構築ノウハウ等を活かし、システムの受託開発を行っております。

(中略)

そこで、公開買付者は、2024年4月中旬、本応募合意株主との間で、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）についての協議を開始し、本応募合意株式を市場外で取得する場合、当社株式に係る株券等所有割合が3分の1を超え、法第27条の2第1項第2号により公開買付けが必要となることから、公開買付けの実施を前提に、当社の流通株式比率が上場維持基準に抵触することを避けるため本応募合意株式のみが本公開買付けに応募されることを企図して、2024年4月24日に本公開買付け価格を本公開買付けの公表予定日（2024年7月16日）の前営業日である2024年7月12日の東京証券取引所グロース市場における市場価格に対して10%ディスカウントした価格とすることを本応募合意株主に提案したところ、本応募合意株主より、2024年4月24日に、当該提案について応諾する旨の回答を得たとのことです。

(後略)

④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

当社は、上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年6月中旬から公開買付者との間で本資本業務提携契約及び本公開買付けについて協議を開始しました。当社は、2024年6月中旬、当社、本応募合意株主及び公開買付者から独立した法務アドバイザーとして新幸総合法律事務所を選任し、その法的助言を得た上で、下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本公開買付け及び本資本業務提携の公正性を担保する検討体制の構築を進め、本公開買付けに関する協議・検討を行ってまいりました。

(後略)

(訂正後)

当社は、上記「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年6月中旬から公開買付者との間で本資本業務提携契約及び本公開買付けについて協議を開始しました。当社は、2024年6月中旬、当社、本応募合意株主及び公開買付者から独立した法務アドバイザーとして新幸総合法律事務所を選任し、その法的助言を得た上で、下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本公開買付け及び本資本業務提携の公正性を担保する検討体制の構築を進め、本公開買付け及び本資本業務提携に関する協議・検討を行ってまいりました。

(後略)

(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

② 独立した社外取締役（監査等委員）からの意見書の取得

(訂正前)

(前略)

(iii) ①当社、本応募合意株主及び公開買付者から独立した法律事務所である新幸総合法律事務所からの法的助言を受けていること、②陣隆浩氏を除く取締役全員の同意（陣隆浩氏は本公開買付けに関する当社の取締役会における審議及び決議に参加しない予定である）及び監査等委員である取締役全員の異議がない旨の意見が述べられたこと、③当社における陣隆浩氏及び公開買付者から独立した検討体制が構築されていること、④その他本公開買付けに係る協議、検討及び交渉の過程において、当社が本応募合意株主及び公開買付者より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められないことから、公正な手続を通じて当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(iii) ①当社、本応募合意株主及び公開買付者から独立した法律事務所である新幸総合法律事務所からの法的助言を受けていること、②陣隆浩氏を除く取締役全員の承認（陣隆浩氏は本公開買付けに関する当社の取締役会における審議及び決議に参加しない予定である）を得ていること、③当社における陣隆浩氏及び公開買付者から独立した検討体制が構築されていること、④その他本公開買付けに係る協議、検討及び交渉の過程において、当社が本応募合意株主及び公開買付者より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められないことから、公正な手続を通じて当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

(後略)

(参考) 2024年7月16日付「株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター株式（証券コード 5025）に対する公開買付けの開始及び資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」（別添）

1. 買付け等の目的等

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

ii. システム受託開発

サマリネットやリアナビ等の開発・運用実績やデータベース構築ノウハウ等を活かし、システムの受託開発を行っているとのことです。

<中略>

そこで、公開買付者は、2024年4月中旬、本応募合意株主との間で、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）についての協議を開始し、本応募合意株式を市場外で取得する場合、対象者株式に係る株券等所有割合が3分の1を超え、法第27条の2第1項第2号により公開買付けが必要となることから、公開買付けの実施を前提に、対象者の流通株式比率が上場維持基準に抵触することを避けるため本応募合意株式のみが本公開買付けに応募されることを企図して、本公開買付価格を本公開買付けの公

表予定日（2024年7月16日）の前営業日である2024年7月12日の東京証券取引所グロース市場における市場価格に対して10%ディスカウントした価格とすることを本応募合意株主に提案したところ、本応募合意株主より、2024年4月24日に、当該提案について応諾する旨の回答を得ました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

ii. システム受託開発

サマリネット等の開発・運用実績やデータベース構築ノウハウ等を活かし、システムの受託開発を行っているとのことです。

<中略>

そこで、公開買付者は、2024年4月中旬、本応募合意株主との間で、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）についての協議を開始し、本応募合意株式を市場外で取得する場合、対象者株式に係る株券等所有割合が3分の1を超え、法第27条の2第1項第2号により公開買付けが必要となることから、公開買付けの実施を前提に、対象者の流通株式比率が上場維持基準に抵触することを避けるため本応募合意株式のみが本公開買付けに応募されることを企図して、2024年4月24日に本公開買付け価格を本公開買付けの公表予定日（2024年7月16日）の前営業日である2024年7月12日の東京証券取引所グロース市場における市場価格に対して10%ディスカウントした価格とすることを本応募合意株主に提案したところ、本応募合意株主より、2024年4月24日に、当該提案について応諾する旨の回答を得ました。

<後略>

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2024年6月中旬から公開買付者との間で本資本業務提携契約及び本公開買付けについて協議を開始したとのことです。対象者は、2024年6月中旬、対象者、本応募合意株主及び公開買付者から独立した法務アドバイザーとして新幸総合法律事務所を選任し、その法的助言を得た上で、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付け及び本資本業務提携の公正性を担保する検討体制の構築を進め、本公開買付けに関する協議・検討を行ったとのことです。

公開買付者においては「RENOSY」等、対象者においては「サマリネット」「リアナビ」を、データベース提供プラットフォームとして展開しているところ、連結子会社化により、両社の関係がより密接となることで、すでに公開買付者及び対象者間で行われているデータ利用の取引量・金額が拡大することとみられ、RENOSY マーケットプレイス及び ITANDI 等の SaaS 事業を通じて獲得した不動産取引データ及び新築マンションデータを有する等、保有する情報範囲等において異なる強みを持つ各自の不動産データを相互に活用することにより、質的量的に充実したデータ提供が可能になることで、対象者の経営課題である、顧客のニーズにフィットした新たなサービスの開発・提供を通じた安定的な収益基盤の強化に資すると考えているとのことです。

<後略>

(訂正後)

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思

決定の過程」に記載のとおり、2024年6月中旬から公開買付者との間で本資本業務提携契約及び本公開買付けについて協議を開始したとことです。対象者は、2024年6月中旬、対象者、本応募合意株主及び公開買付者から独立した法務アドバイザーとして新幸総合法律事務所を選任し、その法的助言を得た上で、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付け及び本資本業務提携の公正性を担保する検討体制の構築を進め、本公開買付け及び本資本業務提携に関する協議・検討を行ったとことです。

公開買付者においては「RENOSY」等、対象者においては「サマリネット」を、データ提供プラットフォームとして展開しているところ、連結子会社化により、両社の関係がより密接となることで、すでに公開買付者及び対象者間で行われているデータ利用の取引量・金額が拡大することとみられ、RENOSY マーケットプレイス及び ITANDI 等の SaaS 事業を通じて獲得した不動産取引データ及び新築マンションデータを有する等、保有する情報範囲等において異なる強みを持つ各自の不動産データを相互に活用することにより、質的量的に充実したデータ提供が可能になることで、対象者の経営課題である、顧客のニーズにフィットした新たなサービスの開発・提供を通じた安定的な収益基盤の強化に資すると考えているとことです。

<後略>

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

(訂正前)

本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を目的としたものではなく、また、本公開買付価格は、公開買付者と本応募合意株主の協議及び交渉を経て決定されたものであり、対象者株式の市場価格から一定程度ディスカウントを行った価格であるため、本応募合意株主のみが本公開買付けに応募することが想定され、少数株主による応募は想定されず、少数株主の皆様の不利益とならないと考えられることから、公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保することを目的とした第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。

<後略>

(訂正後)

本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を目的としたものではなく、また、本公開買付価格は、公開買付者と本応募合意株主の協議及び交渉を経て決定されたものであり、対象者株式の市場価格から一定程度ディスカウントを行った価格であるため、本応募合意株主のみが本公開買付けに応募することが想定され、少数株主による応募は想定されず、少数株主の皆様の不利益とならないと考えられることから、公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保することを目的とした第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。

なお、本公開買付けにおける買付け等の期間は、法令で定められた最低期間である 20 営業日と設定されているところ、これは、本公開買付価格は、公開買付者と本応募合意株主との交渉により合意したものであり、対象者株式の市場価格から一定程度のディスカウントを行った価格であることから、本応募合意株主のみが本公開買付けに応募することが想定され、少数株主による応募は想定されないためであり、公開買付者は、少数株主の皆様による本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を奪うものではないと判断しております。

<後略>

2. 買付け等の概要

(5) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けの主たる目的が、本応募合意株式 1,344,000 株（所有割合：48.14%）を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、公開買付者と本応募合意株主が合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。公開買付者はかかる方針のもと、本応募合意株主との間で協議・交渉を行い、本応募合意株式を市場外で取得する場合、対象者株式に係る株券等所有割合が3分の1を超え、法第27条の2第1項第2号により公開買付けが必要となることから、公開買付けの実施を前提に、対象者の流通株式比率が上場維持基準に抵触することを避けるため本応募合意株式のみが本公開買付けに応募されることを企図して、2024年4月24日に本公開買付価格を本公開買付けの公表予定日（2024年7月16日）の前営業日である2024年7月12日の東京証券取引所グロース市場における市場価格に対して10%ディスカウントした価格とすることを本応募合意株主に提案したところ、本応募合意株主より、2024年4月24日に、当該提案について応諾する旨の回答を得ました。その後、公開買付者は、2024年7月12日、同日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値が565円であったことから、上記提案に即して本公開買付価格を509円としたい旨を本応募合意株主に伝達したところ、同日に、本応募合意株主より当該提案を応諾する旨の回答を受けたため、2024年7月12日に、本公開買付価格を509円とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、2024年7月12日、対象者に対して、本公開買付けは本応募合意株主から本応募合意株式を取得することを前提として実施するものであり、本応募合意株主との間で合意した価格を本公開買付価格としたい旨を伝えたところ、対象者から本応募合意株主以外の少数株主の応募は想定していないこと等も踏まえ特段異論が示されなかったため、本公開買付価格について、対象者との間で協議及び交渉は行っておりません。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、2024年4月中旬、本公開買付けの主たる目的が、本応募合意株式 1,344,000 株（所有割合：48.14%）を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、公開買付者と本応募合意株主が合意できる価格をもって決定する方針を採用いたしました。公開買付者はかかる方針のもと、本応募合意株主との間で協議・交渉を行い、本応募合意株式を市場外で取得する場合、対象者株式に係る株券等所有割合が3分の1を超え、法第27条の2第1項第2号により公開買付けが必要となることから、公開買付けの実施を前提に、対象者の流通株式比率が上場維持基準に抵触することを避けるため本応募合意株式のみが本公開買付けに応募されることを企図して、2024年4月24日に本公開買付価格を本公開買付けの公表予定日（2024年7月16日）の前営業日である2024年7月12日の東京証券取引所グロース市場における市場価格に対して10%ディスカウントした価格とすることを本応募合意株主に提案したところ、本応募合意株主より、2024年4月24日に、当該提案について応諾する旨の回答を得ました。その後、公開買付者は、2024年7月12日、同日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値が565円であったことから、上記提案に即して本公開買付価格を509円としたい旨を本応募合意株主に伝達したところ、同日に、本応募合意株主より当該提案を応諾する旨の回答を受けたため、2024年7月12日に、本公開買付価格を509円とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、2024年7月12日、対象者に対して、本公開買付けは本応募合意株主から本応募合意株式を取得することを前提として実施するものであり、本応募合意株主との間で合意した価格を本公開買付価格としたい旨を伝えたところ、対象者から本応募合意株主以外の少数株主の応募は想定していないこと等も踏まえ特段異論が示されなかったため、本公開買付価格について、対象者との間で協議及び交渉は行っておりません。

<後略>

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

(訂正前)

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2024年4月中旬、本応募合意株主との間で、本公開買付価格についての協議を開始し、本応募合意株式を市場外で取得する場合、対象者株式に係る株券等所有割合が3分の1を超え、法第27条の2第1項第2号により公開買付けが必要となることから、公開買付けの実施を前提に、対象者の流通株式比率が上場維持基準に抵触することを避けるため本応募合意株式のみが本公開買付けに応募されることを企図して、本公開買付価格を本公開買付けの公表予定日(2024年7月16日)の前営業日である2024年7月12日の東京証券取引所グロース市場における市場価格に対して10%ディスカウントした価格とすることを本応募合意株主に提案したところ、本応募合意株主より、2024年4月24日に、当該提案について応諾する旨の回答を得ました。

<後略>

(訂正後)

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、公開買付者は、2024年4月中旬、本応募合意株主との間で、本公開買付価格についての協議を開始し、本応募合意株式を市場外で取得する場合、対象者株式に係る株券等所有割合が3分の1を超え、法第27条の2第1項第2号により公開買付けが必要となることから、公開買付けの実施を前提に、対象者の流通株式比率が上場維持基準に抵触することを避けるため本応募合意株式のみが本公開買付けに応募されることを企図して、2024年4月24日に本公開買付価格を本公開買付けの公表予定日(2024年7月16日)の前営業日である2024年7月12日の東京証券取引所グロース市場における市場価格に対して10%ディスカウントした価格とすることを本応募合意株主に提案したところ、本応募合意株主より、2024年4月24日に、当該提案について応諾する旨の回答を得ました。

<後略>

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

(訂正前)

本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を目的としたものではなく、また、本公開買付価格は、公開買付者と本応募合意株主の協議及び交渉を経て決定されたものであり、対象者株式の市場価格から一定程度ディスカウントを行った価格であるため、本応募合意株主のみが本公開買付けに応募することが想定され、少数株主による応募は想定されず、少数株主の皆様の不利益とならないと考えられることから、公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保することを目的とした第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。

<後略>

(訂正後)

本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を目的としたものではなく、また、本公開買付価格は、公開買付者と本応募合意株主の協議及び交渉を経て決定されたものであり、対象者株式の市場価格から一定程度ディスカウントを行った価格であるため、本応募合意株主のみが本公開買付けに応募することが想定され、少数株主による応募は想定されず、少数株主の皆様の不利益とならないと考えられることから、公開買付者は、本公開買付けの公正性を担保することを目的とした

第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。

なお、公開買付期間は、法令で定められた最低期間である 20 営業日と設定されているところ、これは、本公開買付価格は、公開買付者と本応募合意株主との交渉により合意したものであり、対象者株式の市場価格から一定程度のディスカウントを行った価格であることから、本応募合意株主のみが本公開買付けに応募することが想定され、少数株主による応募は想定されないためであり、公開買付者は、少数株主の皆様による本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を奪うものではないと判断しております。

<後略>

(ii) 対象者における独立した社外取締役（監査等委員）からの意見書の取得
(訂正前)

<前略>

(c) ①対象者、本応募合意株主及び公開買付者から独立した法律事務所である新幸総合法律事務所からの法的助言を受けていること、②陣隆浩氏を除く取締役全員の同意（陣隆浩氏は本公開買付けに関する対象者の取締役会における審議及び決議に参加しない予定である）及び監査等委員である取締役全員の異議がない旨の意見が述べられたこと、③対象者における陣隆浩氏及び公開買付者から独立した検討体制が構築されていること、④その他本公開買付けに係る協議、検討及び交渉の過程において、対象者が本応募合意株主及び公開買付者より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められないことから、公正な手続を通じて対象者の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

<後略>

(訂正後)

<前略>

(c) ①対象者、本応募合意株主及び公開買付者から独立した法律事務所である新幸総合法律事務所からの法的助言を受けていること、②陣隆浩氏を除く取締役全員の承認（陣隆浩氏は本公開買付けに関する対象者の取締役会における審議及び決議に参加しない予定である）を得ていること、③対象者における陣隆浩氏及び公開買付者から独立した検討体制が構築されていること、④その他本公開買付けに係る協議、検討及び交渉の過程において、対象者が本応募合意株主及び公開買付者より不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められないことから、公正な手続を通じて対象者の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

<後略>

以上